

平成18年10月5日

(事務局長裁定)

改正 令和3年3月29日

随意契約情報の公表に関する取扱いについて

東京海洋大学における随意契約について、下記の事項をホームページに掲載し公表するものとする。

(内容を公表する随意契約)

- ・ 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超える随意契約。
- ・ 財産の買入れ契約で予定価格が500万円を超える随意契約。
- ・ 物件の借入れ契約で予定賃借料の総額が500万円を超える随意契約。
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が500万円を超える随意契約。

(内容を公表する事項)

- ・ 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- ・ 随意契約を締結した日
- ・ 随意契約の相手方の氏名及び住所
- ・ 随意契約に係る契約金額
- ・ 随意契約によることとした理由
- ・ その他必要な事項

(公表する時期及び公表期間)

随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とし1年間公表する。ただし、4月1日から4月30日までに締結した随意契約については93日以内とする。

本取扱については、平成18年4月1日以降の契約から実施する。

本取扱については、令和3年4月1日に施行し、同日以降の契約から実施する。